

## 「初診時・再診時選定療養費に関するQ & A」

### 1. 初診時・再診時選定療養費とは何ですか？

「初期の治療はかかりつけ医で、高度、専門医療は200床以上の病院で行う」という、医療機関の機能分担の推進を目的として、厚生労働省により定められた制度で、高度・専門医療を行う200床以上の病院においては、かかりつけ医等からの紹介状を持たずに受診する患者さまに対して診療費とは別に自費負担していただくことが認められております。平成30年度診療報酬改定において、400床以上の地域医療支援病院は選定療養費を徴収することが義務付けられ、当院はこれに該当することから「初診時に5,000円（医科）または3,000円（歯科）」、「再診時に2,500円（医科）または1,500円（歯科）」を負担して頂くこととなります。

### 2. 初診時選定療養費はどのような場合に支払うのですか？

他の医療機関からの紹介状なしで受診された初診の患者さまが対象となりますが、厚生労働省の定めにより救急搬送された患者さま・国の公費負担医療制度受給者・障害者医療等、対象外となる場合があります。

### 3. 再診時選定療養費はどのような場合に支払うのですか？

主治医が他医療機関への紹介を行った後、自らの希望で当院を継続受診する場合に、受診の都度かかります。ただし、選定療養費の徴収対象外に該当する場合は徴収いたしません。

### 4. 選定療養費の除外対象となる公費負担受給者とは具体的にどのようなものですか？

国の法律に基づく公費負担制度であり、例えば特定疾患や自立支援、肝炎治療特別促進事業等です。その他、県単独事業における特定疾患や障害者医療も含まれます。なお、乳幼児医療・ひとり親家庭等医療・こども医療は選定療養費の徴収対象となります。

### 5. 救急外来を休日や時間外に受診するときも、選定療養費はかかりますか？

選定療養費はかかりませんが、当院は急性期医療を担う医療機関としての救急医療体制を確保するため、救急入院・救急手術等の重篤患者を受け入れる体制をとっています。まずは、救急当番医の受診をお願いします。

### 6. 保険証を忘れて受診する場合は、初診時選定療養費はかかりますか？

保険証を忘れて受診される場合は保険証を持参されるまで一時的に自費扱いとなりますが、保険診療と同様の取り扱いとなりますので徴収の対象となります。

### 7. 受診した日の別の診療科を初診受診した場合、初診時選定療養費はかかりますか？

初診料の算定の原則として、診療を継続している患者さまが、新たな疾患で初診受診する場合は、再診として取り扱うこととなっています。このため、受診した日に他科を初診受診した場合については、初診時選定療養費を徴収いたしません。なお、医科の診療科と歯科との間においては適応となりません。

### 8. 複数の診療科を受診しており、ひとつの診療科で主治医が他の医療機関へ紹介の申し出をしたにも関わらず、自らの希望で当院を継続受診する場合、すべての診療科で再診時選定療養費を支払うのでしょうか？

再診時選定療養費は、診療科単位で徴収します。例えば、2つの診療科を受診する場合、ひとつの診療科で主治医が他医療機関へ紹介の申し出をしたにもかかわらず、かかりつけ医からの紹介状を持たずに当院を継続受診するときは、その診療科のみ受診の都度再診時選定療養費を徴収いたします。また、2つの診療科ともに主治医が他医療機関へ紹介の申し出をしたにもかかわらず、それぞれかかりつけ医からの紹介状を持たずに当院を継続受診する場合は、いずれの診療科も受診の都度再診時選定療養費を徴収いたします。

### 9. 乳幼児医療・ひとり親家庭等医療・こども医療は今まで選定療養費の対象外でしたが、今回どうして対象となったのですか？

これまでの初診時選定療養費においては、「徴収することができる」規定の医療機関でしたが、今回の診療報酬改定で「徴収しなければならない」規定の医療機関になりました。乳幼児医療・ひとり親家庭等医療・こども医療は厚生労働省の定めにより徴収の対象外とする要件に該当しないため、選定療養費の徴収対象となりました。

### 10. 前回受診した際に、一定の期間経過後の受診を指示されましたが、初診時選定療養費はかかりますか？

診察時に、医師の指示による受診であるかどうかを判断いたしますので、初診時選定療養費がかかる場合があります。